平成２２年（フ）第１４７号
兵庫県明石市二見町西二見2014番地の15　土山駅前スカイハイツＢ―412
破産者　早川　　勲
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
兵庫県明石市二見町西二見2014番地の15　土山駅前スカイハイツＢ―412号
破産者　早川　京子
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第７２１号
奈良県宇陀市榛原区高萩台73番地、申立時の住所奈良県宇陀市榛原区八滝195番地の２
破産者　福田　慶司
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６４号
奈良市桂木町16番406号
破産者　林　　裕一
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７９号
奈良県天理市櫟本町2437番地15、申立時の住所奈良県天理市田部町263番地11
破産者　竜瀬　　馨
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１００１号
広島市中区光南４丁目５番24―901号
破産者　西山　親幸
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３７号
山口市佐山1676番地２
破産者　末冨　浩一
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第４９９号
宮崎県児湯郡新富町大字三納代1288番地５、開始決定時の住所宮崎県児湯郡新富町富田１丁目17番地２
破産者　濵砂　正昭
1　決定年月日　平成22年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第４９８号
大分県由布市挾間町北方318番地40
破産者　古川　多吉
1　破産債権の届出期間　平成22年12月28日まで
2　一般調査期日　平成23年３月８日午前11時50分
平成22年12月７日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５４７号
静岡県榛原郡吉田町片岡3863番地の４、旧住所静岡県焼津市中島445番地の１
破産者　浅川　吉男
1　破産債権の届出期間　平成23年１月12日まで
2　一般調査期日　平成23年２月15日午後２時
平成22年12月７日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９２１号
大阪府枚方市招提大谷２丁目46番28号、開始決定時の住所大阪府枚方市高野道１丁目13番４号
破産者　清瀬　博文
1　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
2　一般調査期日　平成23年２月21日午後３時30分
平成22年12月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７２号
愛媛県松山市桑原７丁目２番26号　フラヌール桑原302号、申立時の住所広島県三次市畠敷町1206番地１　ベルメゾンふじわら302号
破産者　松下　政秀
1　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
2　一般調査期日　平成23年３月４日午後１時30分
平成22年12月３日　広島地方裁判所三次支部

平成２２年（フ）第１３６７号
京都市下京区室町通松原上る高辻町607番地
破産者　丸重株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年１月17日まで
2　一般調査期日　平成23年２月23日午前10時
平成22年12月８日
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２１年（フ）第２８５号
宮崎県日向市曽根町１丁目140番地、開始決定時の住所宮崎県日向市永江町１丁目128番地３
破産者　平坂　恵実（旧姓久袮）
1　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
2　一般調査期間　平成23年２月14日から平成23年２月21日まで
平成22年12月２日　宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の特別調査期間

平成２０年（フ）第３０９号
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字田原525番地ロ
破産者　佐藤　洋子（開始決定時の姓甲斐）
特別調査期間　平成23年１月４日から平成23年１月11日まで
平成22年12月８日　宮崎地方裁判所延岡支部

債権者集会招集

平成２１年（フ）第１０号
滋賀県近江八幡市武佐町471番地
破産者　井上硝子工業株式会社
1　期日　平成23年３月28日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年12月６日　大津地方裁判所彦根支部

平成２０年（フ）第７９３号
和歌山市中555番地の10
破産者　株式会社山本耕次建設工業
1　期日　平成23年１月24日午後２時５分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年12月６日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第８２号
北海道室蘭市寿町２丁目10番11号
破産者　藤本　幸子
異議申述期間　平成23年１月11日まで
平成22年12月８日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１２０８号
熊本県宇城市不知火町御領243番地２
破産者　本田　妙子
異議申述期間　平成23年２月14日まで
平成22年12月７日
熊本地方裁判所民事第１部